

仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

平成 31 年度「ビッグイベントを活用した観光プロモーション」に係る広告出稿業務委託

2 目的

東京都は東京都観光産業振興実行プランで掲げる「PRIME 観光都市・東京」の実現を図り、訪都旅行者数を増大させるため、ラグビーワールドカップ 2019 大会の開催と、さらにその先を見据え、国内外に向けて「旅行地としての東京」の魅力を印象づけるための取組を実施している。

本事業はその一環として、世界各国から海外メディア及びラグビー観戦者等を中心とした訪都外国人が集うラグビーワールドカップ 2019 日本大会（以下、「大会」という。）を契機に、東京の魅力を海外に PR するためのアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」やロゴ等（以下、「アイコン等」という。）を活用した観光プロモーション業務を展開し、効果的に世界の旅行者に東京の魅力を訴求する。さらに、それぞれに有効な手法を取り入れ、効果の測定を行う。

3 契約期間

契約締結日の翌日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

5 委託概要

(1) 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、別紙 1「東京のブランディング戦略会議及び報告書（概要）」のとおり、ブランディング戦略を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、アイコン等にこめられたメッセージを深く理解の上、プロモーションの実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」とアイコン及びキャッチフレーズについては以下を参照すること。

- ・東京のブランディング戦略

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/DATA/20p1j701.pdf>

- ・アイコンとキャッチフレーズについて

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

- ・Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト

<https://tokyotokyo.jp/>

(2) アイコンの活用について

- ア 本仕様書にて規定する制作物については、原則としてアイコン等を使用したデザインを提案すること。なお、アイコンデータ及びその使用方法を規定したデザインマニュアル等は、指名通知時に、対象事業者へ別途支給する。
- イ 東京のブランディング戦略の観点から、広告内容等本仕様書で規定するアイコンを利用した制作物について、東京都が指定するクリエイティブディレクターが監修・確認を行う。確認に要する期間も考慮し、スケジュール作成には十分な余裕を持つこと。また、受託者はクリエイティブディレクターと密接に連携し進めること。

(3) 概要

- ア 航空便機内誌への広告の掲出
- イ 国内の国際空港での屋内・屋外広告の掲出
- ウ 交通広告等（現地媒体）への広告掲出
- エ オンラインメディア等への広告掲出

6 委託内容

(1) 全体について

受託者は本事業を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- ア 全体の広告素材・デザインについては次の条件を満たすこと。
 - (ア) 受託後 TCVB より提供する画像・映像等の広告素材を各広告媒体に合わせてレイアウトやリサイズ等の調整を行い、効果的と思われる広告媒体を提案し、掲出すること。広告掲載に伴う広告の印刷、広告掲出作業及びそれに伴う費用、広告媒体の購入費用も見積りに含めること。
 - (イ) 企画提案に沿った媒体において、必要なサブコピー作成の対応をすること。
 - (ウ) 記事広告等、「東京ブランド」の意味合いや観光地としての東京の魅力を深く露出する媒体掲出においては、TCVB が提供する素材だけでなく、幅広いリソースを活用してプロモーションに効果的な広告を制作すること。
- イ 広告デザイン、制作については、東京を訪れる海外メディア及びラグビー観戦者等を中心とした訪都外国人の嗜好や特性に合ったデザイン、原稿、サブコピー等を制作すること。その際、使用するイラスト、写真等の素材についての購入、作成、使用許可等に係る経費は全て見積りに含めること。
- ウ 委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう受託後から報告書提出までの業務スケジュールを提案すること。また履行に当たっては、進捗状況を綿密に報告し、各工程で適宜 TCVB へ確認を行い、都度修正指示等に従うこと。
- エ 必要に応じて、公益財団法人ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会等と綿密に連絡を取り、事業を遂行すること。
- オ 実施体制を明確化し、パートナー会社含め、体制管理を徹底すること。

- カ 実施における雇用や、広告等実施に関する法令等を遵守すること。また、広告掲出に必要な現地税等の諸経費を負担すること。
- キ 広告ごとに 2 回程度 TCVB の校正を受け、制作・掲出を行うこと。また、制作過程において、大会主催者等関連団体の考査の必要性を調査し、適宜対応すること。
- ク 入稿前に TCVB、東京都が指定するクリエイティブディレクターに内容確認を行い、その承認を受けた上で各媒体が定める入稿期限までに入稿作業を行うこと。なお、入稿した最終広告データは PDF で提出すること。
- ケ 広告媒体及び広告掲出施設において、広告掲出の確認を行うこと。また、期間中にパネルなどの広告の破損・汚損等があった場合は、速やかに修復対応を講じること。
- コ 本仕様書にて指示する広告の製作費用は、本委託費用にすべて含むものとする。

(2) 航空便機内誌での広告の掲出

大会の開催前月から開催期間中において、航空便機内誌に広告を掲出すること。媒体の選定及び広告掲出にあたっては、以下の項目を満たす最も効果的なものを複数社選定し、TCVB の承認の上、掲出すること。

ア 掲載回数と選定媒体数

掲載回数は、1 媒体 1 か月単位を 1 回とし、全 12 回程度とする。掲載は、4 媒体×3 回（3 か月）を目安とするが、より効果的な掲出方法がある場合は、これによらずとも可とする。

イ 掲出量及び種類

掲出 1 回あたり、それぞれ最低 1 ページ以上の掲出とする。広告の種類（純広告、記事広告）は問わないが、英語及び現地語での制作を基本とすること。都・TCVB による原稿確認を行うため、各原稿に対し日本語で抄訳等を用意すること。

ウ 媒体選定基準

- (ア) 東京国際空港（羽田空港）や成田国際空港等、外国人旅行者の利用が多い国内の国際空港に発着する主要航空会社の国際路線便で、当該路線の搭乗者数や、機内誌発行部数等の観点から、広告効果が高いと思われるもの。（日系航空会社の選定は必須とはしないが、提案に含めることは可）
- (イ) 今後外国人旅行者として訪都が見込まれる人々の利用が多いと思われるもの。
- (ウ) 上記(ア)(イ)の条件を満たし、且つ大会出場国の中でファンが多く来訪すると予想されるラグビー強豪国の航空会社を 3 社程度含めること。

(3) 国内の国際空港での屋内・屋外広告の掲出

大会の開催前月及び開催期間中において、大会開催に伴い訪都する外国人旅行者の利用者数の増加が見込まれる国内の国際空港にて、屋外または屋内広告を掲出すること。選定する空港は東京国際空港（羽田空港）や成田国際空港を想定しているが、これ以外に、大会開催に伴い訪都する海外メディア及びラグビー観戦者等を中心とした訪都外国人に対し、効果的に東京のイメージ訴求が可能なエリアがあれば提案し、TCVB の承認の上、以下の通り実施

すること。

ア 屋内または屋外広告の掲出場所、掲出期間、広告面積、露出回数等を詳細に記載し、最も効果的なものを提案し、実施すること。

イ 別紙 2「広告枠事前確保リスト」に掲載の広告枠については必須とすること（既に TCVB が確保済あるいは確保予定）。これらの広告掲出に関わる料金 **16,272,300** 円（税込）は委託事業費に含めること。その他、制作費・掲出作業に係る必要な調整費等があれば委託事業費に含めること。

※羽田空港での掲出場所は別紙 2 に記載の広告枠のみの実施も可であるが、別途、効果的な掲出場所があれば選定し、TCVB と協議の上実施すること。また、成田空港については今回事前枠が確保できなかったため、効果的な掲出場所を別途確保できる場合は、積極的に提案すること。

（4） 交通広告等（現地媒体）への広告掲出

大会の開催前月及び開催期間中において、都内主要観光地、都内大会会場付近やファンゾーン周辺等、空港あるいは主要宿泊エリアから会場までの動線となる主要駅、バスターミナル等での屋内・屋外広告や、外国人旅行者の宿泊が見込まれるホテル内に設置のスペシャルプロシヤや外国人旅行者向け情報誌等、大会開催に伴い訪都する海外メディア及びラグビー観戦者等を中心とした訪都外国人に対し、効果的な東京のイメージ訴求が見込まれる媒体・手法にて、以下の通り広告を掲出すること。

ア 媒体名、掲出場所、掲出時期、広告面積、露出回数等を詳細に記載し、最も効果的なものを提案し、実施すること。

イ 掲出にあたり、組織委員会等関連団体の考査の必要性を調査し、適宜対応すること。

（5） オンラインメディア等への広告掲出

事業目的に照らし最も効果的な事業となるよう選定理由を含めて媒体を選定し（複数可）、大会開催に伴い訪都する海外メディア及びラグビー観戦者等を中心とした訪都外国人に対し、東京のイメージ訴求が見込まれる時期に、より効果的な手法にて、以下の通り広告を掲出すること。

ア 媒体名、掲出時期、露出回数等を詳細に記載し、最も効果的なものを提案し、実施すること。

イ 実施状況を確認するため、ウェブ媒体の管理画面を確認可能な媒体においては、カスタマーID 及びパスワードを開示すること。

ウ 掲出にあたり、組織委員会等関連団体の考査の必要性を調査し、適宜対応すること。

（6） 効果測定

ア 本事業の効果を把握するため、広告掲出業務における広告効果を把握すること。また具体的な効果測定方法及びアウトプットイメージを提案し、TCVB と協議、確認のうえ、実施すること。

イ 記録及び報告書作成

掲出した広告等について適宜写真撮影等を行い、後日効果測定結果を含む報告書をまとめること。報告には、各広告媒体への接触者数（リーチ数）を明記すること（経験値、過去実績に基づく推定値での算出も可）。

7 完了報告と契約代金の支払いについて

契約代金の支払いについては、委託完了後に一括で行う。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。提出物の形式等については、下記（1）～（3）に従うこと。

（1）業務完了届

別紙 3「委託完了届」を提出すること。

（2）実施報告書

A4 版縦、横書きカラーで作成し、紙 5 部、電子データを CD-R または DVD-R で納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は TCVB と協議のうえ決定する。

※効果測定結果等を含む。

（3）広告等の制作物デザインデータ

pdf データ及び編集可能なデータ（拡張子 eps、ai 等）で納品すること。

8 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。但し、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

9 作成物・成果物に関する権利の帰属

（1）本件委託においては、著作権・肖像権等（以下、「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。

（2）本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。

（3）本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。なお、TCVB は、成果物を当該事業以外で使用する場合がある。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

（4）本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

（5）上記（1）（2）（3）（4）の規定は、「8 第三者代行の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生し

た著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

1 0 委託事項の遵守・守秘義務

(1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

1 1 個人情報の保護

(1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行に当たり、TCVBの保有する個人情報の取扱いについては、別紙4「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

(3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の基準に準じて、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

1 2 その他

(1) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。

(2) その他手配条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。

(3) 本事業の委託者はTCVBであるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。

(4) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。

(5) TCVBは必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(6) 本事業は、平成31年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、平成31年度東京観光財団収支予算が平成31年3月31日までに東京観光財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。

(7) 年号が変わった場合、以降に係る現行の表記を新年号に読み替えるものとする。